

公共交通事業者の精神障がい者割引の導入を推進し、 また、その割引を実施している事業者に関する情報提 供を充実させてほしい

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省近畿管区行政評価局（局長：瀧上 茂）は、以下の行政相談を受け、民間有識者を委員とする行政苦情救済推進会議（座長：児玉憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り、その意見を踏まえるなどして検討した結果、平成 26 年 5 月 16 日、近畿運輸局に対して、公共交通事業者における精神障がい者割引の導入及びその導入状況に関する情報提供について、管内の各事業者（鉄道、バス、タクシー）及び事業者団体に要請文書等により協力依頼を行うなど引き続き理解と協力を求める措置を講じるようあっせんしました。

【行政相談の要旨】

- ・ 私の息子は、精神障がい者で精神障害者保健福祉手帳（2 級）を交付されている。息子は自動車の運転ができないため、外出する際には電車やバス、タクシーなどを利用しているが、身体障がい者や知的障がい者と異なり、精神障がい者の運賃割引はほとんど行われていないようであり、とても不公平に感じる。精神障がい者の自立を支援するため、多くの公共交通事業者で運賃割引が行われるようにしてほしい。
- ・ また、精神障がい者に対する運賃割引を行っているバス事業者やタクシー事業者があると聞かすが、どの事業者が割引を実施しているのか分かるよう情報提供をしてほしい。

■ 制度の概要

◆ 「精神障がい者」とは

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条において「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と規定されている。

◆ 精神障がい者の位置付け等

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号では、平成 5 年に精神障がい者が障がい者として追加され、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっている。

平成 26 年 2 月 19 日から国内において効力を生じている国連の障害者権利条約第 20 条においても障がい者の移動の権利が規定されている（※）。

※（抜粋）「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」

◆ 精神障がい者に対する運賃割引に関する制度

障がい者に対する運賃割引は、法令等に義務付けはなく、関係機関の要請等を踏まえ、各公共交通事業者の判断で実施している。

■ 当局の調査結果

- 身体障がい者及び知的障がい者に対する割引は、ほとんどの公共交通事業者（鉄道、バス、タクシー）で実施されているのに対して、精神障がい者に対する割引を導入している事業者は限られている。
- 精神障がい者に対する割引を導入し、ホームページで情報提供している事業者があるのに対して、同割引を導入しているにも関わらず、ホームページで情報提供していない事業者などがみられる。

【行政苦情救済推進会議の意見要旨】

- ① 障害者基本法では、平成5年に精神障がい者が障がい者として追加され、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっており、精神障がい者のみ割引の対象から除外されている現状は、他の障がい者との公平性に欠けると考えられることなどから、公共交通事業者に対して精神障がい者割引の導入を求める方向で検討すべきである。
一方で、民間事業者にのみ割引導入の負担を求めるのではなく、国の財政的なイニシアチブも必要である。割引導入の要請は、こうした条件に留意して行うべきである。
- ② 精神障がい者割引を導入している公共交通事業者の同割引の導入状況に関する情報提供について、利用者の利便の向上等の観点から、事業者等に対して事業者のホームページに掲載するなどの方法により情報提供を行うよう求めるべきである。

【近畿運輸局に対するあっせん内容】

近畿運輸局は、公共交通事業者（鉄道、バス、タクシー）における精神障がい者割引の導入推進について、これまでも管内の各事業者等に対して要請文書等により協力依頼を行っているところではあるが、精神障がい者の自立支援のために移動の権利を一層確保する観点から、今回の申出等を契機として事業者の理解が深まるよう引き続き要請文書等による協力依頼を行うなどの措置を講じる必要がある。

また、近畿運輸局は、精神障がい者割引利用者の利便性の向上を図る観点から、公共交通事業者及びこれらの事業者団体に対して、同割引の導入状況に関する的確な情報をホームページ等において積極的に掲載するなど情報提供の充実を図るよう理解と協力を求める必要がある。

【本件の問合せ先】 近畿管区行政評価局首席行政相談官 （久保） 電話：06-6941-8166

【参考】行政苦情救済推進会議とは

近畿管区行政評価局では、民間有識者を委員とする行政苦情救済推進会議を設け、受け付けた行政相談について、広い視野から検討し、的確で効果的な処理を図っています。

近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議 委員名簿

（平成26年4月末現在。敬称略。委員は五十音順）

役職	氏名	職業等
座長	児玉 憲夫	弁護士、元大阪弁護士会会長
委員	井上 義國	関西経済連合会評議員
委員	今川 晃	同志社大学政策学部長、総合政策科学研究科長
委員	黒川 芳朝	社会福祉法人大阪水上隣保館理事長
委員	砂田八壽子	NPO 法人関西消費者連合会消費者相談室長
委員	田毎 照隆	近畿行政相談委員連合協議会会長
委員	平松 毅	関西学院大学非常勤講師、元関西学院大学教授